



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

成年後見制度の見直しが話し合われています

2027年に予定している民法改正の施行に向けて、国の会議体では、これまでの成年後見制度の在り方について見直しを検討しています。

主な検討テーマ

○法定後見制度の開始、終了に関すること

【現 状】本人の判断能力が回復しない限り、利用をやめることができない。

【検討内容】一定の期間を設定することや具体的な利用の必要性を考慮して開始し、その必要性がなくなれば（解決すれば）終了する仕組み。

○法定後見制度の取消権、代理権に関すること

【現 状】成年後見人に広く権限が付与され、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。

【検討内容】権限の付与には、本人の同意を要件とする仕組みや、必要最小限の範囲に限定する。

○成年後見人等の交代に関すること

【現 状】本人の状況変化に応じた成年後見人等の交代ができず、本人が状況のニーズに合った保護や支援を受けることができない。

【検討内容】本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護や支援を受けることができる仕組み。

上記以外にも、『任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策』や『法定後見制度における類型の見直し』、『成年後見人等の報酬の在り方』などについても見直しが行われています。



民法改正により、成年後見制度の運用が大きく変わる可能性があります。改正後は、社協でも変更点の講座や研修会を実施するなど、広く周知する予定です。今後もニュースレター等を通じてご案内させていただきます。



お知らせ

●親族向け後見人講座

親族で後見人を検討されている方向けに、成年後見制度利用の手続き、親族後見人の実務について、後見業務を行っている司法書士がわかりやすく説明します。

日時：令和7年2月7日(金)14:00~16:00

『成年後見制度を知るきっかけに 大切な家族の未来を考えるきっかけに』

場所：高輪区民協働スペース

(港区高輪 1-5-38 HUG 高輪 2階)

またはオンラインツール (Zoom)

講師：中村圭吾 (司法書士)

定員：会場 30名 + オンライン 10名 いずれも申込順

申込：電話、FAX、Google フォーム

1月31日(金) 締切 ※参加費は無料です。

感染予防対策にご協力をお願いします。



Google フォーム

『成年後見制度を知るきっかけに』
『大切な家族の未来を考えるきっかけに』
親族向け後見人講座

日時 令和7年2月7日(金)
時間 午後2時から4時
会場 高輪区民協働スペース
定員 会場 30名 / Zoomによるオンライン 10名
参加費 無料

講演会内容
講師 中村圭吾(司法書士)

港区成年後見人等登録者連絡会を実施しました！

港区成年後見人等候補者推薦事業にご登録いただいている専門職等に向けて、港区の取り組みをお伝えするとともに、様々な職種で構成されたグループでの話し合いを今年も実施いたしました。専門職の後見人等だけではなく、区の担当職員や高齢者相談センター職員、区民後見人、社協職員も加わり、日頃の後見活動における課題なども含めて有意義な意見交換となりました。

日時：令和6年10月15日(火)15:30~17:30

参加者：参加者数:66名

弁護士 10名、司法書士 25名、社会福祉士 11名、区民後見人 2名、

その他(高齢者相談センター職員、各総合支所区民課保健福祉係職員、社協職員)18名

内容：「日頃の後見活動についてざっくばらんに話し合おう！～チームはどう活用できるのか～」

グループ内でテーマを選択し活発に意見交換ができました。

まとめでは、「チーム支援のメンバーは、本人の幸せや権利を守るために集まった同志であると認識することが大事」、「本人の生活を守るため、後見人もメンバーの専門性や役割を理解し、分からないことはどんどん聞いていく姿勢が必要である」などのコメントがありました。



【ご相談・問合せ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

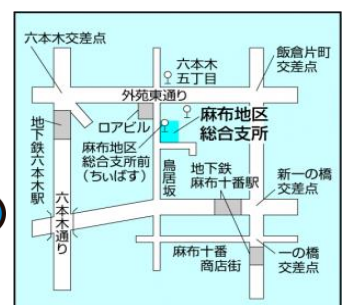
住所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

電話 03-6230-0283

Fax 03-6230-0285



QRコードから
アクセスできます



ちばす 麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分

月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分